

帯広市国民保護協議会運営規程の変更について

帯広市国民保護協議会運営規程（下線部が変更箇所）

（趣旨）

第1条 この規程は、帯広市国民保護協議会条例（平成18年条例第20号）第7条の規定により、帯広市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。

（委員の代理者）

第3条 委員（公募委員を除く。）がやむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 代理者については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

（記録）

第4条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- （1）会議の日時及び場所
- （2）出席者の氏名
- （3）会議の経過
- （4）議決事項
- （5）その他参考事項

（委員の異動報告）

第5条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第1号から第7号に掲げる委員に異動があったときは、職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、帯広市総務部総務課においてつかさどる。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月26日から施行する。